

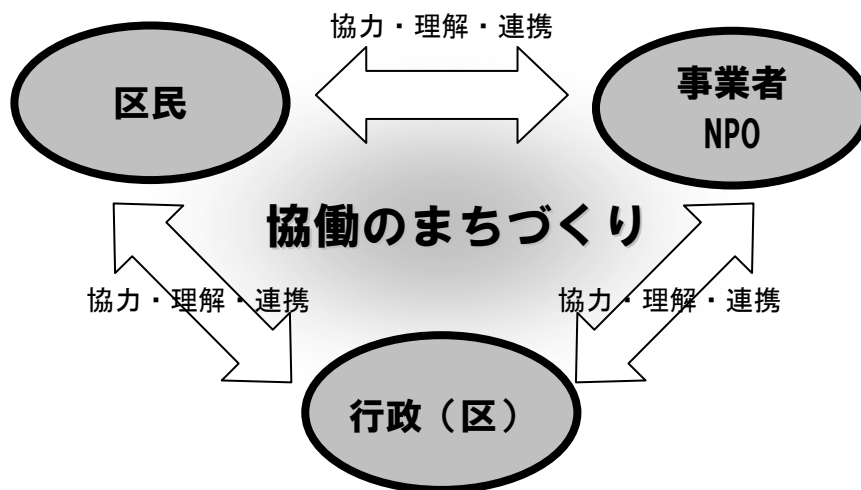
6.1 まちづくりの基本的考え方

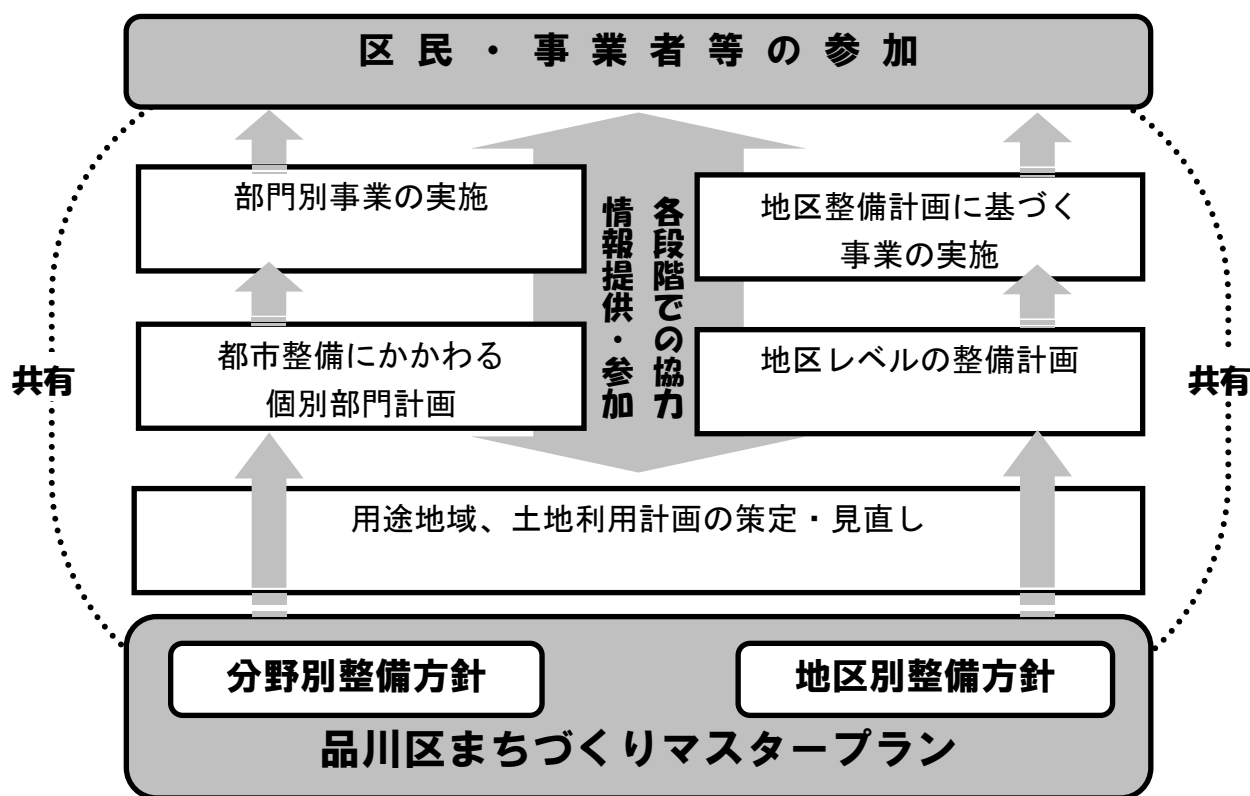
まちづくりには、都市計画道路や都市公園、河川等、基幹的な都市基盤の整備を行うもの、市街地再開発事業等により街区を面的に更新するもの、生活道路や住宅等の身近な敷地単位の基盤を整備するもの等、事業主体や規模、手法等により様々な形態がある。

今後、地域特性を活かしつつ、まちづくりマスタープランに沿った望ましいまちづくりを進めていくためには、区民、事業者・NPO、行政の連携と協力による協働のまちづくりが重要である。この考え方を共有し、それぞれが自分の役割を担い、協力し、支え合うことで、まちづくりマスタープランのめざすべき将来都市像の実現を図っていく。

そのため、それぞれの主体が役割を果たせるよう、区は日頃からまちづくりの基本的な方針を明らかにしておくとともに、区民やまちづくりに係る事業者等に対する情報の提供や民間のまちづくり動向に関する情報の収集に努め、可能な限り各主体の連携を図っていく必要がある。

さらに、例えば、子どもの意見を取入れた公園整備や、地域住民・商店街によるまちの景観づくりへの取組み等、地域レベルのまちづくりに区民が積極的に参加し、相互理解と協力のもとに身近なまちづくりを推進できるような仕組みづくりを支援していく必要がある。





6.2 まちづくりにおける区民の役割

地方主権改革のさらなる進展を迎えた今日では、区民が主体的に魅力ある地域社会を築いていく時代となった。

そのためには、区民一人一人が、自分たちが住むまちを良くするために、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに積極的・主体的に参加することが重要である。

また、身近な地域の課題に対して、住民同士が日常的に話し合える場に参加し、まちづくりのルール等を議論し、地域の合意形成を図りながら、まちづくりに取り組む役割も期待される。

6.3 まちづくりにおける事業者・NPOの役割

事業者やNPOが、自らの活動の維持・発展を進めるためには、まちづくりに積極的に協力・貢献することが必要である。特に、防災・環境等のまちづくり方針に即した活動を事業者等が自主的に行うことにより、周辺地域との調和を図ることが重要である。平成22年5月には、区と事業者等で、事業者の社会貢献活動を推進するための「しながわCSR推進協議会」が発足した。区は、こうした機会を通じて、まちづくりに関して事業者やNPOと連携協力して進めていく。

6.4 まちづくりにおける区の役割

6.4.1 柔軟な執行体制の確立

本計画は、都市計画、防災、都市基盤、水とみどり、景観、環境および住まいの各まちづくり分野の施策立案と推進を図る上での総合的な計画であるとともに、区内の産業支援、福祉、教育施策等とも密接な関係をもつものである。

総合的なまちづくりを進めていく上では、区民ニーズを把握し、事業のコストとその効果、他の事業とのバランス、執行等のタイミングを図りつつ、スピード感を持って対処する必要がある。そのため、それぞれの分掌事務を当然に行いつつ、フレキシブルに執行体制を組立てられる組織づくりが必要である。

行政と区民と事業者が一体となってまちづくりを推進していくには、まず、まちづくりの方針に関する共通認識を持って、区職員の意識の啓発や他分野との情報交換等により区の人材育成を進めることが重要である。

6.4.2 住民参加によるまちづくり支援体制の充実

まちづくりは、行政と様々なまちづくりの主体がともに連携し、各主体の合意形成を図りつつ進めていくことが重要である。

これまでも、区民の自主的なまちづくりの支援やまちづくり組織の育成を目的に、組織づくりや活動の場について助言、支援を行うほか、まちづくり専門家派遣やまちづくり補助金の交付等、各団体への活動費の助成を行ってきた。その経緯をふまえ、今後も、地元の区民等が主体となったまちづくり活動が活発に行われるよう、支援を継続する。

また、地理情報システムの活用により、行政内部のまちづくりに関わる情報や各種地域情報の一元的な管理および情報提供を進めてきたが、今後もこれを一層活用し、効率的なまちづくりを推進できるよう、情報提供を積極的に行う。

<区民参加のまちづくりの段階>

ステップ1 まちや地域に共通の理解を持つ

まちや地域について、区民と行政が共通の理解をもち、より良いまちづくりを検討していく素地や条件を整える段階

<行政の役割等>

- ① 区民への資料の整理・分析・提供
- ② 区民が気軽に相談できる窓口、気軽に話し合える場の設置
- ③ 整備等が必要なまちにおける積極的な情報発信

ステップ2 まちづくりの組織をつくる

まちづくりの目標やまちの課題を解決する方法をみんなで話し合う場をつくる段階

- ① 話し合いのルールづくり、協議の場づくりの支援
- ② 参加の呼びかけ等円滑で公正な運営の支援

ステップ3 まちづくり計画の検討

まちづくりの目標、課題、将来構想を検討する段階

- ① 参考事例の調査・紹介、まちの特性に合ったまちづくり手法や制度の活用等の技術的支援
- ② まちづくりの専門家派遣
- ③ 活動費等の財政的な支援

ステップ4 まちづくり計画の合意形成

地域のまちづくり組織が検討したまちづくりの目標や将来構想について、地域の区民全体と行政等関係者間で合意を形成し、役割について検討する段階

- ① 住民全体への計画の周知、住民意向の把握
- ② 内部調整および導入可能な公共事業、関係者の役割等の検討
- ③ 行政計画としての位置付けや取込み

ステップ5 まちづくり計画の実施

地域の区民や事業者、行政がそれぞれの役割に従ってまちづくり計画を実施していく段階

- ① 既存事業手法の導入
- ② 計画に沿った地域のまちづくり事業を支援
- ③ 地域の特性や地元の住民の意向を踏まえた法令に則った指導、調整

図 6-1 区民参加のまちづくりの段階に合わせた行政の役割等

6.4.3 広報広聴機能の充実

行政と様々な主体が協働してまちづくりを進めていくには、地域の区民や事業者が地域やまちの課題を理解し、必要性を認識し、主体的に参加、行動していく必要がある。

このため、区は、まちづくりに関する情報やまちづくりの進め方等について積極的に情報提供していくとともに、都市計画を決定する際の公告、縦覧を行う場合には、広報紙やインターネット等を活用して、区民に対し十分な周知を図るなど、関係住民の理解を深め、意見を聞き、反映していくことに対して、日々進化する情報発信・収

集方法について検討し、可能な限り活用していく。

また、区民のまちづくりに関する意識や意向について積極的に情報収集し分析できるような体制を維持・向上していく。ケーブルテレビ品川等既存のメディアの活用に加えて、区民がいつでも情報を入手できるような情報提供のシステムや場を整備・充実していく。なお、情報提供に関するシステム構築については、災害時の情報提供ラインを考慮したものとする。

6.4.4 財源の確保と重点投資

本計画は、まちづくりの施策の方向性を示すものであることから、その具体化に当たっては、より詳細な計画づくりと事業化を検討していく必要がある。事業の推進は財源の確保も重要であることから、国や東京都の事業制度や補助金・交付金制度の積極的な活用を図るとともに、財政状況を踏まえて優先順位を設定しつつ、事業を推進する。

6.5 関係機関との協力

広域で連携を図り、協力して取組むことでより実効性が高まる課題については、区の基礎自治体としての主体性を発揮し、国、東京都および関係団体と相互調整し役割を分担しながら進めていく。

区では、都の新拠点として、まちが大きく変わりつつある品川駅・田町駅周辺地域と一体となった土地利用を進め、国際都市東京の表玄関としての役割を担っていくことや、補助 29 号線および放射 2 号線、補助 28 号線の整備、不燃化特区での木密解消、東急大井町線の踏切解消等、今後、関係機関と深く密接に協力しながら、進めていかなければならない課題が多い。

そのため、区民の意見・ニーズを十分尊重し、国や都、各種事業者と連携しながら、事業を進めていくこととする。

6.6 PDCA サイクルによる進行管理

計画に基づいて進められる計画や事業の実効性を確保するため、定期的な点検・評価や公表による進行管理を行う必要がある。現在実施している事務事業評価と連携しながら、各取組みに関して、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「点検・評価 (Check)」「見直し (Action)」の PDCA サイクルを繰返し行うことで、取組みの実効性を確保する。